



成田市

発行/成田市農業委員会
 編集/成田市農業委員会だより編集委員会
 電話/0476-20-1573
 第56号 令和3年3月15日発行

農業委員会だより



期待の新規就農者！

左から、飯田陽紀さん、飯田信人さん、澤田大輔さん
 (倉水地先のほ場にて)

飯田陽紀さん(倉水)は、幼い頃から祖父 清次さんや父 信人さんが一生懸命に農業に打ち込む姿を見て、いつかは自分も農業をやってみたいと思っていたそうです。現在は祖父、祖母 良枝さん、父、義理の兄 大輔さんの家族5人で主に米、さつまいも、にんじん、生姜、ネギ、トマトを生産しています。ネギは、今年、陽紀さんが初めて作付けを任されたもので、馬糞のたい肥を使うこだわりの土づくりから始まり、毎日、ほ場に赴き、丹精込めて丁寧に管理しているので、とても甘くておいしいネギができました。さらに当初の目標よりも多い収穫量を見込んでいたとのこと、息子さんの頑張りに、父 信人さんもとても嬉しそうだったのが印象的でした。

将来的には、人手を増やして、ネギの生産面積を更に増やしていきたいとも語ってくれました。取材で伺った畑には、陽紀さんのように素直でまっすぐに育った立派なネギが収穫を待っていました。



収穫したネギと一緒に
 (12月下旬撮影)

主な内容

P1…期待の新規就農者
 P2…中間管理事業について、
 令和3年度農作業標準賃金・
 機械作業標準料金

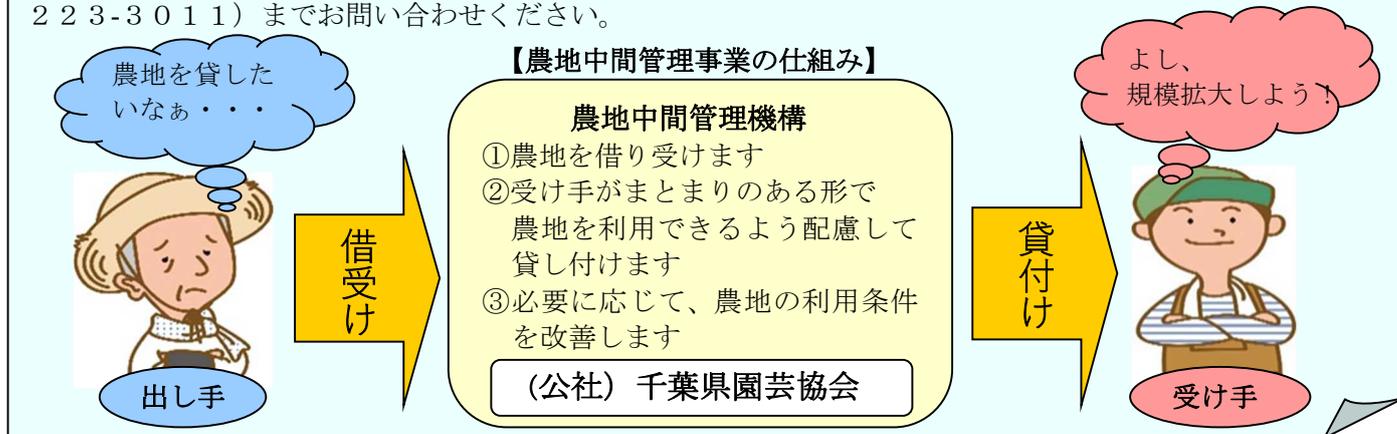
P3…令和2年成田市賃借料情報
 P4…耕作放棄地解消事業、お知らせ、
 編集後記



農地を貸したい方はご相談ください

農地を必要とする方に貸し付ける農地（市街化区域以外）を探しています。貸し付けたい農地がある場合は、お問い合わせください。出し手と受け手の間に立って、（公社）千葉県園芸協会が農地の貸し借りをを行います。

詳細は農政課（電話0476-20-1542）または、（公社）千葉県園芸協会農地部（電話043-223-3011）までお問い合わせください。



令和3年度 農作業標準賃金・機械作業標準料金

令和3年度の農作業標準賃金及び機械作業標準料金を設定しましたので、お知らせします。

1 農作業標準賃金

作業種目	契約種別	標準賃金(円)	備考
水田作業	1日	9,900	実労働時間は8時間とする
畑作業	1日	8,200	実労働時間は8時間とする

※ 果樹収穫作業については、畑作業の賃金額を準用のこと。

2 機械作業標準料金

作業種目	契約種別	標準料金(円)	備考
水田耕起	10a請負	6,200	・ロータリー1回分の料金
水田代かき	トラクター 10a請負	6,500	・仕上げの料金 ・ドライブハローを使用 ・ロータリー使用の場合は上の耕起料金を準用
畦塗り	1m当たり	37	・100mを基礎に算出
植付	田植機 10a請負	7,900	・稚苗植の額 ・苗費は含まない
刈取脱穀	コンバイン 10a請負	17,600	・乾燥場までの籾運搬は含まない ・乾燥場までの籾運搬費は籾運搬コンテナを使用する場合、10a当たり910円
乾燥調整	60kg当たり	2,900	・籾摺料金の640円を含む
育苗	1箱当たり	790	・稚苗(硬化苗)の額
畑耕起	トラクター 10a請負	5,900	・ロータリー1回分の料金

※ 水田機械作業標準料金の算出にあたっては、区画整理されたほ場(30a区画)を想定して設定されています。

※ 乾燥調整、育苗を除く作業はオペレーター1人付き料金です。料金には消費税が内税として含まれています。

※ 畑耕起以外の金額は、千葉県農業会議が算出した印旛地区の金額と同じです。

※ 畑耕起トラクターの金額は、参考金額のため、ほ場やトラクターの使用機種を考慮のうえ算出してください。

令和2年成田市賃借料情報

農地の賃借料の目安として、令和2年中に賃貸借契約された農地の賃借料の平均額（10a当たり）をお知らせします。

地区ごとの令和2年1月から令和2年12月までに契約された賃借料の平均額は地図に示したとおりです。平均額は農地10a当たりの金額で、データ数の少ない区分は除いています。

なお、田で米での物納の場合は、コシヒカリ一等米60kgを12,800円で換算してあります。



耕作放棄地解消に取り組んでいます。

今年度も、台方地先、長沼地先、前林地先、大和田地先の農地で、地元の農家と農業委員・農地利用最適化推進委員が協力して、耕作放棄地の解消に取り組みました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防を行いながら、草刈りやトラクターでの耕運を行い、台方地先、長沼地先の農地にはコスモスの種、前林地先ではソバの種、大和田地先ではカラシナの種を播きました。コスモスは、暑さ厳しい8月に播種を行い、10月には白やピンクなどの綺麗なコスモスが農地いっぱい咲いていました。



農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（保険料納付免除者を除く）なら、どなたでも加入できる積立方式の終身年金です。将来の備えに、加入をご検討してみたいはいかがでしょうか。

一人ひとりの農業者を応援する
農業者年金

国が定める 安心が大きい
掛け手積立年金

農業者年金の詳細な内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
電話 03-3502-3942(企画調整室)

くらしと経営に役立つ記事と
元気が出る情報がいっぱい！

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

発行日/毎週金曜日

お申込みは、お近くの農業委員、
又は農業委員会事務局へ

☎0476-20-1573

編集後記

世界中に大きな影響を与え続けている、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域を支える農業にも様々な影響が出ています。コロナ禍で不安や制限の多い中、米や野菜など消費の落ち込みは、売上高にマイナスの影響があり、農家にとっては、経営・耕作意欲の低下が心配されます。また、入国制限で多くの外国人技能実習生が来日できず、農業の現場でも人手不足が深刻になっています。それに伴って、ますます耕作放棄地が増加すると予想されます。世界中でコロナ禍や災害などにより、物流にも変化が生じ、食料の確保が難しくなっています。食料の自給率を向上させるためにも、優良な農地の維持・確保が改めて重要なことと思われま。

編集委員 木村 知子